

前橋市薬剤師会会営薬局無菌調剤室の共同利用に係る契約書

前橋市薬剤師会会営薬局(以下「甲」という。無菌調剤室提供薬局)と _____
(以下「乙」という。処方箋受付薬局)は、乙において調剤に従事する薬剤師(以下「乙の薬剤師」という。)が、甲の無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

(指針の策定)

第1条 乙は、甲の無菌調剤室を共同利用する場合には、甲の協力を得て事前に無菌調剤室の共同利用に関する指針を策定しなければならない。

(届出)

第2条 乙は、甲の無菌調剤室を共同利用する場合には、薬機法施行規則に規定する様式第六(添付書類として構造設備の概要、平面図、無菌調製マニュアル)、契約書の写し、共同利用に関する指針の写しを所轄の保健所長に届け出なければならない。

2 甲は、乙に対して無菌調剤室の平面図、無菌調製マニュアルを提供するものとする。

(研修の受講)

第3条 乙は、乙の薬剤師に対して前橋市薬剤師会会営薬局が実施する無菌調剤室共同利用研修を毎年1回は受講させ、無菌調剤室の適正な使用に努めなければならない。

(利用薬剤師の報告)

第4条 乙は、毎年度、管理薬剤師名、並びに無菌調剤室の利用予定薬剤師名と、その者の前条に定める研修会の受講実績を書面により報告しなければならない。

(共同利用の実施)

第5条 乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用する場合には、甲の定める「無菌調剤室の共同利用に関する要綱」及び「会営薬局無菌調製マニュアル」に則り、適正に実施しなければならない。

2 乙の薬剤師が利用できる甲の設備は、無菌調剤室、ハザード室及び無菌製剤処理に必要な器具、機材等のみに限るものとする。

3 乙の薬剤師は、甲の管理者又は代理の者が保健衛生上支障を生ずる恐れがないように行う監督・指導に従わなければならない。

4 乙は、乙の薬剤師が無菌調剤利用中に施設等を破損した場合は、甲に対し当該損害を賠償しなければならない。

(事故等の報告)

第6条 乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した際に無菌製剤処理に係る事故等が発生した場合は、速やかに甲及び乙の管理者に報告し、事後処理に当たらなければならない。

2 前項の場合、事故等が重大であるときは、甲及び乙の管理者は、前橋市薬剤師会会長に報告しなければならない。

(責任)

第7条 甲の無菌調剤室で行った無菌製剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙が負うものとする。

(施設・器具等の管理)

第8条 甲の管理者は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌製剤処理に必要な器具、機材等を適正に管理しなければならない。

(契約料等)

第9条 乙は、無菌調剤室の共同利用に関する要綱に定める契約料を、毎年支払わなければならない。

2 無菌調剤室を使用した場合の利用料は無料とする。ただし、薬剤師が使用した消耗品代は、実費を負担しなければならない。

3 第3条に定める研修受講料については、乙の薬剤師は無料、それ以外の薬剤師は2,000円とする。ただし、実技研修で使用する消耗品代として、乙の薬剤師、それ以外の薬剤師共に2,000円を負担しなければならない。

(契約期間)

第10条 この契約の期間は、契約締結の日からその年度の3月31日までとする。

2 契約期間満了の1箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしないときは、更に1年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

(契約の取消)

第11条 甲は、乙が本契約に定める事項を遵守する義務を履行しない場合、この契約を取り消すことができる。

(疑義の解決方法)

第12条 この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この契約締結を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自1通を保有する。

令和 年 月 日

甲

所在地 前橋市紅雲町1-2-15

薬局名 前橋市薬剤会会営薬局

開設者名 一般社団法人前橋市薬剤師会

会長 佐藤 岳彦 ⑩

乙

所在地

薬局名

開設者名 ⑩

開設者住所

管理薬剤師名